

平成29年台風第21号の被害による災害救助法の適用に係る
当面の緊急雇用対策等について

平成29年台風第21号の被害により、平成29年10月22日付けで舞鶴市に災害救助法が適用されたことに伴い、京都労働局では、被災された事業場、労働者、求職者等の方々に対して、当面の緊急雇用対策等を下記のとおり実施します。

記

1 公共職業安定所に来所できない求職者の方々のための失業認定日の取扱いについて

2 災害時における求職者給付の支給に関する特例措置について

(1及び2については、別紙をご覧ください。)

3 特別相談窓口の設置について

京都府知事が災害救助法に基づき適用地域に指定した舞鶴市を管轄する舞鶴労働基準監督署、舞鶴公共職業安定所に「特別相談窓口」を設置しています。

(1) 舞鶴公共職業安定所においては、次のような相談を受け付けています。

- ① 被災した事業場における雇用維持等に関すること。
- ② 被災した事業場の労働者に対する雇用保険の支給に関すること。
- ③ 被災した事業場の離職者に対する職業相談・紹介に関すること。

【問い合わせ先】

舞鶴公共職業安定所

舞鶴市字西小字西町107-4

電話 0773-75-8609

(2) 舞鶴労働基準監督署においては、次のような相談を受け付けています。

被災した事業場の賃金・解雇等労働条件、安全衛生、労災補償に関すること。

【問い合わせ先】

舞鶴労働基準監督署

舞鶴市字福井901番地 舞鶴港湾合同庁舎6階

電話 0773-75-0680